

第 5 章

事故災害対策計画

第1節 林野火災対策計画

計画の方針

市域の林野は、古くから木材その他林産物の供給、大雨等による災害の保全、自然景観、健康保養の場として市民生活への貢献度は大きい。

また、林野火災による焼失の回復には、長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。

このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、又は被害を軽減するため、防災関係機関と連携して必要な措置を講じる。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	消防本部、農地森林整備課	(国) 東北森林管理局秋田森林管理署、秋田地域振興局農林部
2 応急対策計画	防災対策班、消防部	(国) 東北森林管理局秋田森林管理署、県（総合防災課消防保安室）、秋田地域振興局農林部、自衛隊

1 予防計画

(1) 現況

林野を火災から守るため、市および防災関係各機関が協力して火災の未然防止に努めている。

(2) 予防対策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、市および防災関係各機関は、協力して次の対策を推進する。

ア 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

(ア) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

(イ) ポスター、表示板等の設置

(ウ) 学校教育を通じての山火事予防思想の普及

(エ) 報道機関を通じての啓発宣伝

イ 林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止ならびに延焼防止に資するため、次の施設の整備に努める。

- (ア) 消防車両が通行可能な車道
- (イ) 防火線として活用できる歩道

ウ 山林看守人等

入林者に対する火気取扱い指導、火災の早期発見、通報および初期消火の徹底を図るため、秋田市山林看守人等の協力を得る。

エ 火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。

また、ごみ焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

オ 広域消防相互応援体制の整備

「秋田県広域消防相互応援協定」により対処するとともに近隣市町村との相互応援協定を締結し、広域消防相互応援体制を整備する。

カ 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年 1 回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

2 応急対策計画

(1) 空中消火による消火体制の確立

市長は、必要に応じて、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県の消防防災ヘリコプターを要請し、空中消火による消火活動を実施する。

ア 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市長は、地上からの消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターのみで対処できない場合には、協定等に基づき県を通じて他道県に対しヘリコプターの応援を要請する。

イ 自衛隊への災害派遣要請

市長は、さらに火災区域が拡大し、県および他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に対し自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を依頼する。知事は派遣要請依頼を認めたときは、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 応援要請

ア 県内防災関係機関および広域消防相互応援協定に基づく要請

自力の消防力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

第 2 節

トンネル火災対策計画

計画の方針

トンネル内での事故・車両火災の発生は、多くの車両を巻き込む大規模災害に発展する危険性がある。このため、事故が発生した場合には被害を最小限にとどめるため、防災関係機関は連携して措置を講じる。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	道路維持課、消防本部	秋田地域振興局建設部、 各警察署
2 応急対策計画	道路班、消防部	秋田地域振興局建設部、 各警察署

1 予防計画

(1) 現況

市内には、表 5-2-1 のトンネルを有しており、平成 19 年 9 月には、延長 2,015m の長大トンネルを有する秋田中央道路が開通している。

また、近年、国道・県道に多くのトンネルが建設されており、増加する交通量に伴うトンネル災害の危険性が増大している。

表 5-2-1 トンネルの現況

区分	管理区分	路線名	名称（延長）
国道	国	一般国道 7 号	中村トンネル(107m)、 勝平はまなすトンネル(355m)
県道	県	秋田北野田線	秋田中央道路トンネル(2,015m)
		秋田雄和本荘線	田代峠トンネル(298m)
		秋田昭和線	手形トンネル(276m)
		秋田空港線	雄和トンネル 1 号(63m)、雄和トンネル 2 号(99m)
		秋田御所野雄和線	椿台地下道(169m)
市道	市	竹ノ花藤森線	平尾島トンネル(160m)
		五百刈沢隧道線	五百刈沢隧道(85m)
		山手台 1 号線	山手台フォレストパス(229m)
		秋田環状 2 号線	千秋トンネル(189m)
		神内大又 2 号線	黒崎森隧道(275m)
		中の沢線	小又沢トンネル(45m)

(2) 予防対策

道路管理者、消防本部、県警察は、トンネル内における事故防止、又は事故による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

- ア 危険物積載車両の運行管理者および運転者に対する安全運転の励行
- イ 運送事業者の自主保安体制の確立、運送者に対する予防査察の徹底
- ウ 長大トンネルに対する監視、保安体制の強化、防災施設の整備・促進
- エ 各種トンネル災害を想定した訓練の実施
- オ 消防機関への早期通報体制の確立
- カ 迅速・的確な救助活動体制の整備
- キ トンネル内で情報が得られるか確認し、得られない場合は対策を検討・整備

2 応急対策計画

(1) 災害情報の収集・連絡

道路管理者は、トンネル内での事故・車両火災の発生により、大規模な事故が発生又は発生するおそれのある場合は、県警察、市、消防本部等の防災関係機関に通報する。

市は、速やかに応急体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて「広域消防相互応援協定」に基づく協力要請や緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(3) 救出・救助活動

消防部は、被災者の救出活動、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置をとる。

(4) 住民等への広報

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、通行者および地域住民に広報し、理解を求める。

第3節

危険物等事故対策計画

計画の方針

危険物施設等における災害の発生と拡大を防止するため、危険物施設等の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進するとともに、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変化および施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのため、各危険物施設等への災害に対するマニュアル（災害時の応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図る。

加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 共通事項	消防本部	各施設管理者
2 危険物施設	消防本部	危険物施設の管理者、関係機関
3 火薬類製造施設等	消防本部	火薬類製造施設等の管理者、関係機関
4 高圧ガス製造施設等	消防本部	高圧ガス製造施設等の管理者、関係機関
5 都市ガス製造施設等	消防本部	都市ガス製造施設等の管理者、関係機関
6 L P ガス製造施設等	消防本部	L P ガス製造施設等の管理者、関係機関
7 毒物・劇物取扱施設	消防本部	毒物・劇物取扱施設の管理者、関係機関
8 放射性物質使用施設	消防本部	放射性物質使用施設の管理者、関係機関
9 汚染のモニタリング	消防本部	事業者、県、関係機関

1 共通事項

(1) 危険物施設等の区分

危険物・有毒物の種類および形態を以下のとおり区分する。

表 5-3-1 危険物・有毒物の区分

区分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	製造所 貯蔵所 取扱所	消防法	製造工場 屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
火薬類	製造施設、火薬庫	火取法	製造、貯蔵、販売
高圧ガス 都市ガス LPGガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 LPG充てん所 家庭LPG 高圧ガス輸送車
毒物・劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射性物質	使用施設 輸送施設(車両)	放射線障害防止法	病院、研究所 RI輸送車

(2) 被害予測に基づく危険物施設等の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制および消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフラインの途絶や浸水、地震動による液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起る可能性がある。それらに備えて、災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より施設の強化および耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。特に、災害発生の際の危険物施設等の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(3) 自主保安体制の強化

市(消防本部)および関係機関は、危険物施設等の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

- ア 危険物施設等の巡視、点検および検査を的確に行うとともに、危険物等の貯蔵量および使用量を常に把握する。
- イ 危険物等の保安に関する業務を管理する者の職務および組織等に関する事項を明確にする。
- ウ 災害による影響を十分に考慮し、施設の強化に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材および化学消火剤等の危険物災害等の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(4) 危険物施設等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、大規模火災につながる危険性が高く、人身事故に発展する場合もあり、また、消火困難に陥りやすい。したがって、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- ア 危険物施設等における防火管理の実施
- イ 危険物施設等の従業員に対する安全教育の徹底
- ウ 消防計画および予防規程に基づく訓練の実施
- エ 危険物施設等の自主点検の実施
- オ 危険物安全週間（6月の第2週）の催しを通じた防災知識の普及

(5) 立入検査の実施

市（消防本部）および関係機関は、各種法令に基づき危険物施設等に対する立入検査を実施し、危険物等の貯蔵、取扱い等の基準に係る指導監督を行い、違反の是正および災害の未然防止を図る。

(6) 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設

(1) 施設の現況

令和6年3月31日現在における危険物施設の総数は、1,412施設（完成検査済証交付施設）であり、施設数の推移としては近年減少傾向にある。

危険物施設の現況は次のとおりである。

表 5-3-2 市内の危険物施設の現況

(令和6年3月31日)

区分	種別			
	製造所	貯蔵所	取扱所	計
施設数	5	1,011	396	1,412

◆資料編 17-1 石油類

(2) 予防対策

ア 危険物施設および設備の維持管理

(ア) 施設の保全および強化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)および同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、施設の強化および耐震化に努める。

(イ) 大規模タンクの強化

市(消防本部)は、一定規模以上の貯蔵タンクについては不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正および各種試験による自主検査体制の確立について指導を行うとともに、漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

イ 危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラックなどにより行われている。石油類を大量に輸送する場合、車両走行については、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器の設置等が行われているが、今後とも常置場所においての立入検査等を実施し、火災予防運動期間中を含め走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等の防災関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

ウ 資機(器)材の整備

(ア) 市(消防本部)は、化学消防車や消火薬剤等の整備および備蓄を図り化学消防力を向上させる。

(イ) 危険物施設の管理者等は、消火設備や消火剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理および連絡通報のために必要な資機(器)材の整備を促進する。

エ 教育訓練の実施

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

オ 自衛消防組織の強化

危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛

消防隊の相互協力体制の強化を図り、また、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

カ 保安確保の指導

市（消防本部）は、危険物施設の位置・構造・設備の状況および危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させて、防災意識の高揚を図る。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

石油類等の危険物施設の応急対策の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

イ 事業所における応急処置の実施

災害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の防災マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察、海上保安部等防災関係機関に速やかに報告する。

ウ 被害の把握と応急措置

市（消防本部）は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、消防部のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

エ 広報活動

施設の管理者は、災害発生時に、警察、消防、その他の防災関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知する。

オ 応急措置

(ア) 施設の管理者

予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- a 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- b 施設内のすべての火気の使用を停止する。
- c 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- d 出荷の中止と移動搬出の準備をする。
- e 流出防止のための応急措置および防油堤の補強等を実施する。
- f 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- g 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に援助を要請する。

(イ) 市長

災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示を

行うとともに、被災施設の使用停止などの措置を実施する。

(ウ) 消防機関

- a 火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等の要請等の措置をとる。
- b 被災したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

(エ) 海上保安部

- a 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- b 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- c 危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

3 火薬類製造施設等

(1) 施設の現況

市内には、火薬庫が3棟ある（令和3年12月現在）。これらの施設の保安距離は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

◆資料編 17－6 火薬類

(2) 予防対策

ア 施設および設備の維持管理

- (ア) 施設の管理者は、継続的に施設および設備の強化および耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量および取扱量を適正に保持する。

- (イ) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設および設備が基準に適合するよう指導する。

イ 資機(器)材の整備

災害の発生および拡大を防止するための資機(器)材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

- (ア) 保安講習会および技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。
- (イ) 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

エ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

火薬類の製造施設および貯蔵施設の応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

災害が発生した場合、施設の管理者は火薬類の施設および作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

ウ 広報活動

施設の管理者は警察および消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に被害状況の周知を図る。

エ 応急措置

(ア) 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

- a 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに防災関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。
- b 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

(イ) 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

- a 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- b 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- c 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- d 火薬類を廃棄した者にその収去を命ずる。

4 高圧ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における高圧ガスの製造所等は 20 箇所、貯蔵所は 14 箇所（令和 6 年 12 月現在）あり、主な取扱いは酸素、窒素、水素、L P ガスなどである。これらの取扱い施設では、十分な保安措置が実施されている。

◆資料編 17－2 高圧ガス

(2) 予防対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により規定される技術基準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア 高圧ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、継続的に施設および設備の強化および耐震化に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量および取扱量を適正に保持する。

イ 資機(器)材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災および被害の拡大を防止するための資機材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

オ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

カ 危険時の実施措置・応急措置

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(ア) 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

(イ) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、施設の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 応急対策計画

災害が発生した場合、高圧ガス取扱事業所は、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

ア 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生後、職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

ウ 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者および一般需要者、地域住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により被害状況や災害の拡大防止等について周知を図る。

エ 応急措置

高圧ガス施設の管理者は危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに防災関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

5 都市ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における都市ガスの事業者は1事業者（東部ガス(株)）で、総世帯の約60%（令和5年12月31日現在）に対してガスを供給している。

◆資料編 17－3 都市ガス

(2) 予防対策

ア 都市ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程にしたがってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても強化を推進し、耐震性能の維持を図る。

イ 資機材の整備

災害の発生および拡大の防止、災害応急対策および復旧のための資機材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

(ア) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員および施設の応急復旧等災害発生時の迅速確実な応急対策活動体制の確立を図る。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、平時からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

エ 災害対策体制の強化

都市ガス施設の管理者は、移動無線通信体制および防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

災害により都市ガス施設に被害が生じた場合、東部ガス(株)は速やかに施設の点検を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速かつ的確に応急措置を行い、施設の機能回復に努め、公共の安全と利便の確保を図る。

イ 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生後、職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

ウ 広報活動

施設の管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合は、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関、市、警察、消防機関などを通じて広報を行い、住民に周知徹底を図る。

エ 応急措置

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全の対策を講じながら、早期復旧に努める。

(イ) 一般市民の安全を確保するため、必要により立入禁止および避難について、防災関係機関に協力を要請する。

(ウ) 保安上必要があるときは、ガスの供給を停止する。

(エ) 停電となった場合は、保安電力施設等を使用する。

(オ) 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

6 L P ガス製造施設等

(1) 施設の現況

L P ガスは一般家庭や飲食店で使用されており、一部でタクシーの燃料や工業用としても使用されている。市内には製造所（充てん所）、オートガスタン্ড、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆資料編 17－4 L P ガス

(2) 予防対策

L P ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県および事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア L P ガス施設および設備の維持管理

(ア) L P ガス製造施設等の管理者は、施設の強化および耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施し、常に最良の状態に維持する。

(イ) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設および設備の改善について指導する。

イ 資機材の整備

L P ガス販売事業者等は、災害の発生および拡大防止、災害応急対策および復旧のための資機材を各自整備する。

ウ 教育訓練の実施

L P ガス販売事業者等は、L P ガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた対策計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

エ 自主保安体制の充実

L P ガス販売事業者等は、保安のための責任体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

L P ガス製造施設等の管理者は、災害発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

ア 実施の主体

L P ガス製造所等の災害応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

イ 施設被害の把握

L P ガス施設の管理者は、災害発生後職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

ウ 広報活動

L P ガス施設の管理者は、秋田中央L P ガス協議会の広報車等により、関係業者、一般消費者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

エ 応急措置

L P ガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- (イ) 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- (ウ) 必要により施設周辺の住民に対して避難を勧告する。
- (エ) 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田中央L P ガス協議会に対して応援を要請する。

7 毒物・劇物取扱施設

(1) 現況

市内における毒物・劇物の製造業、販売業、電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱い施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物・劇物を常時取扱っている施設は8箇所（令和5年12月現在）である。

◆資料編 17－5 毒物・劇物

(2) 予防対策

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。略称「毒劇法」という。）に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施されていることから、市は、県と事業者が連携・協力し、その取扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

ア 毒物・劇物取扱施設および設備の維持管理

- (ア) 毒物・劇物取扱施設の管理者は、施設および設備の強化および耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に施設および設備の点検を実施して常に最良の状態に維持する。
- (イ) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設および設備の改善について指導する。

イ 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物・劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報および応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

ウ 毒物・劇物保有施設の実態把握

市（消防本部）は、毒物・劇物に関する届出があった場合には、施設の実態、保有物の特性および、検知器、中和剤等の保管状況について把握するとともに災害時の対応策を講じる。

エ 自主保安管理体制の強化

毒物・劇物取扱施設の管理者は、保安管理等について従業員教育を行うとともに部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして、自主保安管理体制の強化に努める。

オ 危険時の応急措置

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

- (ア) 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに119番通報により消防本部および防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の措置を講ずる。

(イ) 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずる。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

毒物・劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物・劇物営業者および取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

イ 施設被害の把握

地震発生と同時に毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンクおよび配管に異常がないかどうかの点検を行う。

また、各種災害により施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

ウ 施設付近の状況調査および住民の避難誘導

市は、毒物・劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況について情報収集し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上、住民への広報活動および避難誘導を行う。

エ 広報活動

施設の管理者は被害および措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車および報道機関により周知を図る。

オ 応急措置

(ア) 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- a 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。
- b 災害により被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と密接な連携をとり、汚染区域の拡大防止を図る。
- c 毒物・劇物が、流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

(イ) 市、保健所、警察署、消防機関は、相互の連携をとりながら次の措置を実施する。

- a 毒物・劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知する。
- b 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
- c 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関および河川管理者へ通報する。

8 放射性物質使用施設

(1) 現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。本市では病院、大学、工場などで放射性物質が使用されている。

(2) 対策

現在、国（文部科学省）においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号。略称「放射線障害防止法」という。）に基づき、放射性物質の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、災害時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

市においては、これらの施設について、放射性物質の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し、実態の把握に努めるとともに、保健所、警察署等防災関係機関と連携して、関係法令の災害予防規定に基づく防災計画の効率的な運用を図る。

(3) 応急対策計画

ア 実施の主体

放射性物質の災害応急対策の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）および放射性物質等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

イ 被害の把握

輸送責任者および事業責任者は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

ウ 広報活動

事業責任者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況および措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対して広報車等あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に指示伝達する。

エ 応急措置

(ア) 立入制限、交通規制および警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置および地区の警備体制について、あらかじめ防災関係機関と協議し、万全を期す。

なお、近隣市町村にまたがる災害が発生した際、県および当該近隣市町村と緊密な連携を図り、迅速的確な警備活動を行うため、体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。

(イ) 放射性物質の輸送時の事故対策

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、

おおむね次の対応措置を実施する。

- a 人命救助、応急手当
- b 消防署および防災関係機関への通報連絡
- c 火災の初期消火
- d 二次災害回避のための交通整理

9 汚染のモニタリング

市（消防本部）は、危険物質（不揮発性の石油類、毒物・劇物、薬品等）が漏えい、流出したおそれがある場合、施設およびその周辺において、水道法（昭和32年法律第177号。略称「水道法」という。）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。略称「大防法」という。）および農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。略称「土壌汚染防止法」という。）等の関連法規の定めに従って、事後の人体等への影響のないことをモニタリングなどの手法により確認するよう、県および防災関係機関と連携して事業者を指導・監督する。

第4節

危険物等運搬車両事故対策計画

計画の方針

災害によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガスおよび毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

市は、広報車等により市民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずる。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	消防本部	危険物等運搬事業者、 各道路管理者、各警察署、県
2 応急対策計画	消防部	危険物等運搬事業者、 各道路管理者、各警察署、県

1 予防計画

(1) 現況

危険物等の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生危険性が增大している。

また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い、高速走行のためのタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

(2) 対策

ア 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。

イ 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

ウ 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成およびその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守および危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。

エ 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付および携行普及に努める。

2 応急対策計画

(1) 漏えい物質の防除措置

防災関係機関、団体等（運転者、危険物等運搬事業者、危険物等製造事業者等）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

ア 運転者

- (ア) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に直ちに事故の状況および積載物の種類を通報する。
- (イ) 危険物等運搬事業者（運送会社）、危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）に事故の状況を報告する。
- (ウ) 応急措置および災害拡大防止措置を実施する。

イ 危険物等運搬事業者（運送会社）

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

ウ 危険物等製造事業者等（荷送危険物事業所）

- (ア) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。
- (イ) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (ウ) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

エ 秋田県警察本部

- (ア) 交通規制を実施する。
- (イ) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 住民の避難、誘導を実施する。

オ 道路管理者

- (ア) 事故の状況把握に努める。
- (イ) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (ウ) 道路情報の提供を行う。

カ 消防機関

- (ア) 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- (イ) 火災の消火活動を実施する。
- (ウ) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (エ) 住民の避難、誘導を実施する。

(2) 応急対策

ア 危険物等の特定

運転者が被災したことにより、危険物等運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。なお、不可能な場合は、危険物等運搬事業者（運送会社）又は危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）等に照会する。

イ 事故の通報

高速道路で発生した事故の場合は、設置されている非常電話により、東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるので、河川管理者や市にも通報する。

ウ 広報活動

道路管理者、県警察本部および消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民および道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

エ 応急措置

(ア) タンクや容器から危険物等が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

(イ) 漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物・劇物の場合は、本章第3節「危険物等事故対策計画」の「7 毒物・劇物取扱施設」の応急措置に準じ、これを実施する。

(ウ) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

オ 交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止、全道路の通行禁止等を実施しなければならない。この際、通行規制情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるので、警察は事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

第5節 海上災害対策計画

計画の方針

秋田海上保安部は、まず被害規模等の情報収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、商工貿易振興課、消防本部	秋田海上保安部、事業所
2 応急対策計画	防災安全対策班、商工貿易班、消防部	秋田海上保安部、県、関係機関
3 各機関の対応	防災安全対策班、消防部	県（総合防災課）、警察本部、自衛隊

1 予防計画

(1) 現況

海上交通の発達と船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの普及等により、海上および港湾における災害はさらに増加する傾向にある。

(2) 予防対策

ア 船舶への指導

秋田海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律等の法令の遵守について指導監督する。

イ 船舶の安全運航の確保

秋田海上保安部は、下記のとおり措置を講ずる。

- (ア) 海図、水路図誌等水路図書の整備
- (イ) 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
- (ウ) 危険物荷役における安全防災対策の指導
- (エ) 航路標識の整備
- (オ) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施
- (カ) 海上施設周辺海域等における監視体制の強化ならびに情報提供および錨泊制限等の実施

ウ 船舶防災設備等の整備に関する指導

秋田海上保安部は、船舶火災等の発生および拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備および消防設備について指導・取締りを行い、海上災害の防止に努める。

エ 防災訓練の実施

秋田海上保安部は、県、市町村および民間救助・防災組織、石油関係事業者等ならびに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

オ 海上防災知識の普及

秋田海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

カ 施設の維持管理

市は、港湾・漁港区域施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

キ 資機材の整備

市は、消火、救護、警備および避難誘導に必要な設備・資機材および危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。

また、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。

ク 油等危険物流出対策

市は、海上や河川へ油等危険物が流出した場合に備え、「東北沿岸海域排出油等防除計画：海上保安庁（平成 28 年 12 月）」および排出油等防除活動マニュアル（秋田県沿岸排出油等防除協議会）等との整合を図りながら、海上保安部、県等の防災関係各機関と連携して、必要な対策を検討する。

(ア) 防除活動および避難誘導活動を行うための体制整備

(イ) オイルフェンスや油吸着剤等の防除資機材および避難誘導に必要な資機材の整備

(ウ) 防災関係各機関の応援体制の整備

(エ) 海上災害に係る防災訓練の実施

(オ) その他

◎ 本章第 6 節「流出油等の防除措置計画」参照。

ケ 消防機関による対策

消防法の適用を受ける、ふ頭又は岸壁に係留された船舶および上架又は入渠中の船舶に対し、消防機関は海上災害の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策を推進する。

(ア) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置および係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(イ) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(ウ) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、係留、入渠、錨地等の実態把握、入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握、通報・連絡体制の確立、ならびに情報収集体制の整備に努める。

(エ) 消防訓練

海上災害の特殊性を踏まえた消防訓練を、関係者と協力して実施する。

コ 事業所による対策

荷受人、荷送人等の事業者は、係留船舶等による災害発生防止のため措置を講ずる。

2 応急対策計画

(1) 実施機関

海上災害の応急対策の実施に当たっては、秋田海上保安部は、防災関係機関等と緊密な連携を図る。

(2) 情報の収集および情報連絡

ア 情報収集活動

(ア) 秋田海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、防災関係機関等と密接な情報交換を行う。

(イ) 情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

イ 情報の連絡

秋田海上保安部、船艇および航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を防災関係機関等へ連絡する。

また、政府本部等が設置されている場合は、必要な情報を政府本部等へ連絡する。

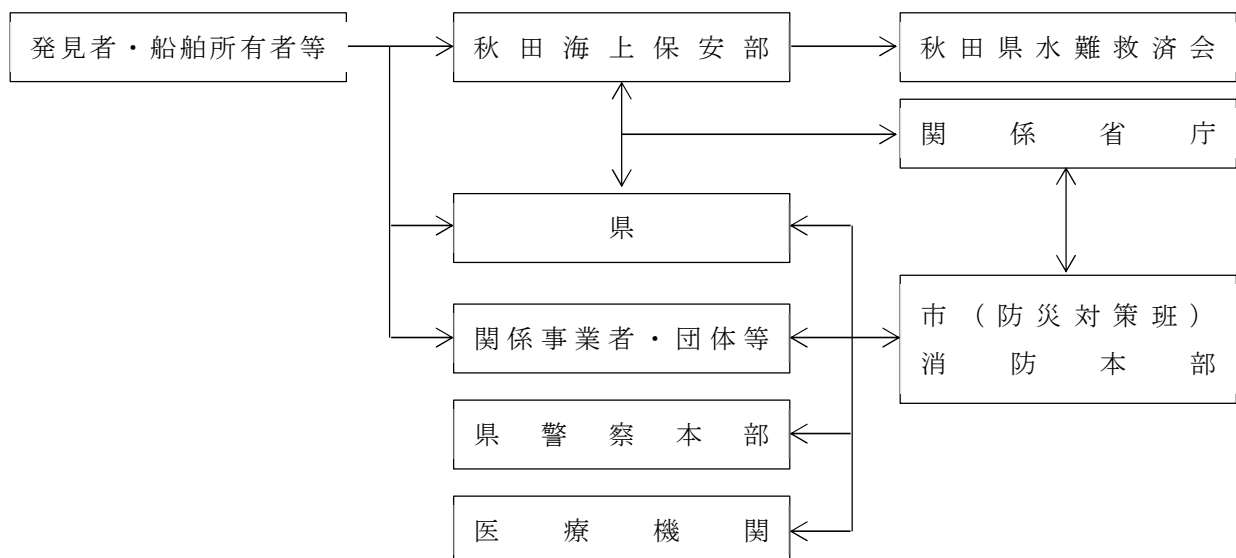


図 5-5-1 情報連絡体制

ウ 情報収集手段の確保

秋田海上保安部は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- (イ) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- (ウ) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- (エ) 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備および通信要員の配置を行う。
- (オ) 映像伝送システムを搭載した巡視船艇および航空機を配備する。
- (カ) 防災関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は防災関係機関等の職員の派遣を要請する。

(3) 活動体制の確立

災害が発生したときは、秋田海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 現地対策本部の設置

必要な職員を直ちに参集させ、現地対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、現地対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。

イ 協力体制

政府本部等が設置されたときは、必要に応じて職員を派遣し、防災関係機関との協力体制を確保する。

ウ 食料、医薬品、燃料等の補給体制

災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇および航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

エ その他事項

警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずる。

(4) 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したときは、秋田海上保安部は、被害の第一次情報や情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、所属の船艇および航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、必要に応じて災害応急対策を実施する職員を事務所に派遣する等、必要な措置を講ずる。

(5) 警報等の伝達

秋田海上保安部は、船舶等に対する警報等の伝達を次により行う。

ア 気象等に関する警報の周知

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報および災害に関する情報の通知を受けたときは、

航行警報、安全通報、標識の掲揚ならびに船艇および航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。

イ 航路障害物の発生等および船舶交通の制限・禁止の周知

航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。

ウ 大量油流出等の周知

大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報ならびに船艇および航空機における巡回等により速やかに周知する。

(6) 海難救助等

ア 秋田海上保安部

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(ア) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。

(イ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動消防除隊等によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

(ウ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(エ) 救助・救急活動に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、およびガス中毒等による二次災害の防止を図る。

イ 市および防災関係各機関

秋田市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

市（防災対策班）、消防本部は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等防災関係機関と連携し、捜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

◆資料編 5－2 秋田海上保安部と秋田市消防本部との消防等に関する業務協定

(7) 物資の無償貸付又は譲与

秋田海上保安部は、物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成 18 年国土交通省令第 4 号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、

又は譲与する。

(8) 警戒区域の設定

秋田海上保安部は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項および第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去および入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警察官又は海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

(9) 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、政府本部等と協力し、ボランティアおよび海外からの支援に対する受け入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティアおよび海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供および情報収集についても配慮する。

(10) 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

ア 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 78 条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。

イ 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

(11) 自衛隊への災害派遣要請

海上保安庁長官又は管区本部長は、海上における災害の規模および収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣の要請を行う。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちに、その旨を連絡する。

(12) 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保および海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、政府本部等および防災関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止および民心の安定に十分配慮する。

ア 災害に関する情報および各種注意報・警報の発表状況等

イ 前記(1)から(11)に掲げる災害応急対策の実施状況および今後の予定

3 各機関の対応

(1) 市および県の措置

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者および漁港管理者は、防災関係機関と協力し、港湾区域内および漁港区域内で流出油の防除および航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 秋田海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 秋田海上保安部の行う活動に自衛隊の有する起動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 警察（警察本部）の措置

- ア 防災関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 流出油および有害液体物質が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒に当たる。
- ウ 防災関係機関と連携し、沿岸住民に対する避難指示の発令および避難誘導に当たる。

(3) 消防機関の措置

- ア 防災関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し、担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油および流出有害液体物質等の警戒および拡散状況の調査ならびに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒に当たる。
- オ 防災関係機関と連携し、沿岸住民および危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

第 6 節

流出油等の防除措置計画

計画の方針

船舶および陸上施設等から海上又は河川等に油等が流出した場合に発生する災害は、広範囲にわたるため防除作業が困難であり、また沿岸汚染、火災等の二次災害の要因ともなる。各防災関係機関および関係事業所は、必要とする防災資機材を整備するとともに、相互に協力して災害を防止する。

船舶、陸上施設等から海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。

また、秋田海上保安部、東北地方整備局、県、港湾管理者、漁港管理者、市町村、警察等防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求め、的確な防除措置の実施を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、 商工貿易振興課、消防本部	秋田海上保安部、県、関係機関
2 海上における流出油の防除措置	防災対策班、環境班、 商工貿易班、消防部	秋田海上保安部、県、関係機関
3 河川における流出油の防除措置	防災対策班、環境班、道路班、 消防部	各河川管理者、県、関係機関

1 予防計画

(1) 現況

秋田港には、各事業所の専用ドルフィンがあり、タンカーの入港数および危険物の取扱量は年々増加している。

(2) 予防対策

ア 災害の未然防止

(ア) 市（消防本部）は、施設を定期的に点検して漏油防止に努める。

(イ) タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類に鑑み有効な場合は、作業用オイルフェンスを展開する。

(ウ) 市（消防本部）は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行うとともに防災意識の高揚を図る。

イ 防災資機材の整備

市（消防本部）および海上保安部ならびに県は、流出油の拡散防止、回収および処理に必要な資機材を整備するとともに定期的に点検を行い、老朽化したものについては、計画的に更新する。

また、回収した油塊、油吸着材などの焼却施設を整備するとともに通信機器やガス検知器などの整備を促進する。

ウ 被害の拡大防止

防災関係機関は、港内石油基地の状況、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底する。

また、タンカー火災、大量の油流出および放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限、除去および避難対策等を検討する。

エ 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結するよう努める。

オ 訓練の実施

各事業所は、事業所単位又は各事業所が協同して訓練を実施するほか、防災関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

2 海上における流出油の防除措置

流出油の回収および回収油の処理について、事故発生原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、必要に応じて防災関係機関が中心となって対応する。

(1) 秋田県沿岸排出油等防除協議会

ア 秋田県沿岸排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）。以下「海防法」という。）」第43条の6第1項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域および隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。

イ 総合調整本部

会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

総合調整本部の構成員は次のとおりである。

秋田海上保安部、東北地方整備局秋田港湾事務所、仙台管区气象台（秋田地方气象台）、秋田県、秋田市、秋田市消防本部、秋田海陸株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所、ENEOS男鹿株式会社、秋田港建設工事安全衛生協議議会、秋田県漁業協同組合、秋田石油基地防災株式会社

(2) 秋田海上保安部

- ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇および航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
 - イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
 - ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊および巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬および防除措置の実施について協力を要請する。
 - エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等および防災関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
 - オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - カ 危険物の防除作業に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発およびガス中毒等二次災害の防止を図る。
 - キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努める。
- 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動および自衛隊への災害派遣要請の上申をする。

(3) 東北地方整備局

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 直轄担当区域における状況調査、油等の防除
- ウ 備蓄資機材の提供

(4) 仙台管区气象台（秋田地方气象台）

- ア 関係先への油防除に関する気象、水象予報の伝達

(5) 秋田県

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸市町への指導および防災関係機関との連絡調整
- ウ 自衛隊への災害派遣要請
- エ ボランティア活動の受け入れおよび支援活動
- オ 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(6) 秋田市

- ア 防災関係機関への事故情報の伝達
- イ 防災関係機関に対し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示等の措置に関する助言

- ウ 油防除活動に関する防災関係機関との調整
- エ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- オ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(7) 秋田市消防本部

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- ウ 備蓄資機材の提供
- エ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- オ 海防法第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
- カ 救助・救急活動
- キ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

(8) 警察署

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸地域における被害情報の収集、伝達および警戒警備
- ウ 沿岸住民に対する避難等の措置
- エ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

(9) 秋田県漁業協同組合

- ア 油を発見した場合の防災関係機関に対する情報提供
- イ 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動
- ウ 漁業施設等に関する自衛措置
- エ 流出油防除活動に関する関係漁協との調整

(10) 事業所等

- ア 浮流油等を発見した場合の防災関係機関に対する情報提供
- イ 管理する施設等に関する自衛措置
- ウ それぞれの立場に応じた防除活動等の実施

(11) 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、海防法に基づき、海上災害の発生および拡大防止のための措置を実施とする業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具および資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところにより指定海上防災機関に対して防除のための措置の実施を指示することができる。

3 河川における流出油の防除措置

河川に油等の危険物が流出した場合には、雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会などの各防災関係機関と協力し、海上における流出油の防除措置に準じて、防除措置を講ずる。

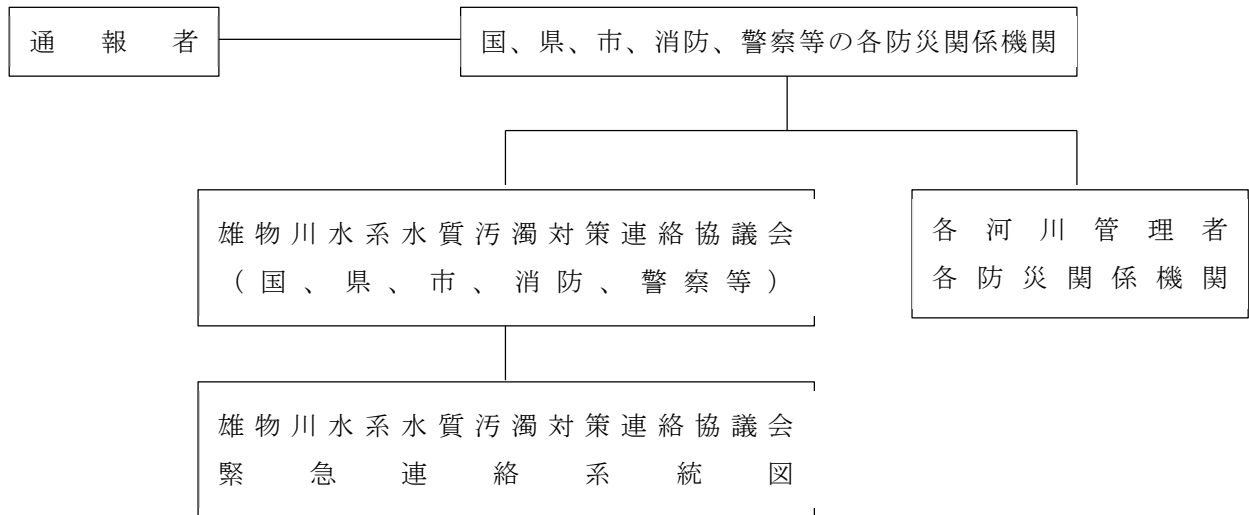


図 5-6-1 連絡系統図

第7節 航空機事故対策計画

計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）事故が発生した場合、市と関係各機関は被害者の早期救出と二次被害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 予防計画	防災安全対策課、消防本部	県、各関係機関
2 応急対策計画	防災対策班、消防部	県、各関係機関

1 予防計画

(1) 現況

国内における航空機事故の発生は少ない現状にあるが、この種の事故は、一度発生すれば大惨事となっている。

航空輸送に対する需要は、年々高まっており、今後、一層航空ダイヤが過密化し、いつ事故が発生するか予断を許さない状況にある。

表 5－7－1 秋田空港の現状

空港の名称	所在地	管理者	滑走路（m）		種別
			延長	幅員	
秋田空港	秋田市	秋田県知事	2,500	60	特定地方管理空港

(2) 予防対策

ア 防災関係機関との連携体制

災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊ならびに近隣市町村等の防災関係機関との連携を密にする。

イ 通信設備の整備

災害発生時における防災関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。

ウ 消防力の強化

市（消防本部）は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

エ 消防訓練の実施

市（消防本部）は、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を空港管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

オ 相互応援協定の締結

航空機災害に際して、一貫した消火救難活動を実施するため、航空自衛隊秋田救難隊等と災害応急対策に関する相互応援協定等を締結する。

2 応急対策計画

(1) 応急体制の確立

ア 災害対策本部等の設置

秋田市内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害警戒対策部」を設置し、情報の収集に努める。

イ 職員の派遣

事故現地には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現地の防災関係機関との連絡調整等を行う。

ウ 組織構成

航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

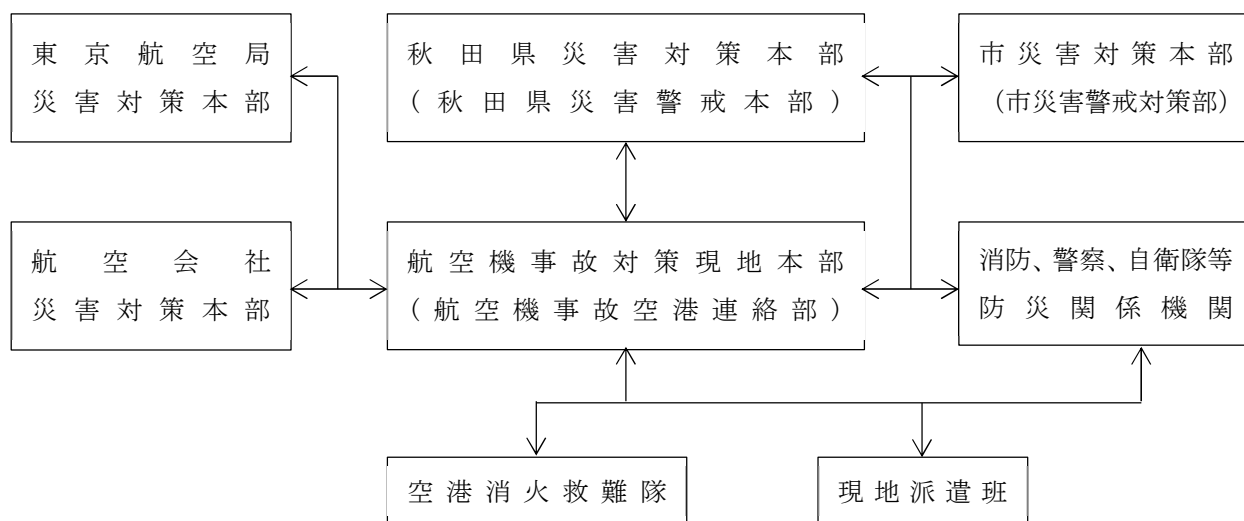


図 5-7-1 組織

エ 災害対策本部の主要業務

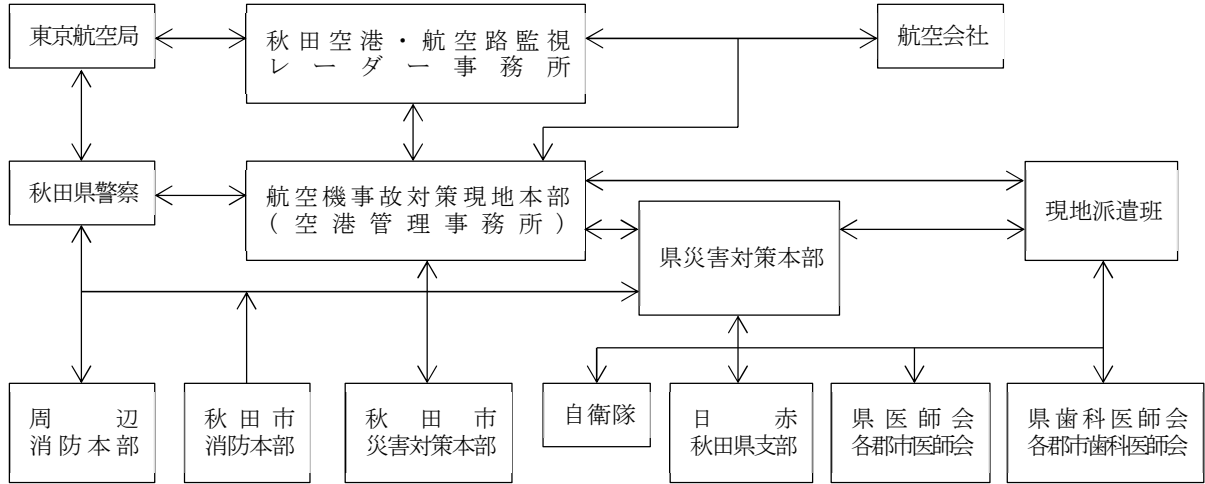
- (ア) 救難、救護および応急対策等の指示
- (イ) 消防、警察、自衛隊、医療機関等防災関係機関との連絡調整
- (ウ) 情報収集・資料の作成
- (エ) 広報
- (オ) 県災害対策本部との連絡調整
- (カ) 防災関係機関との連絡調整

(2) 情報の収集・伝達

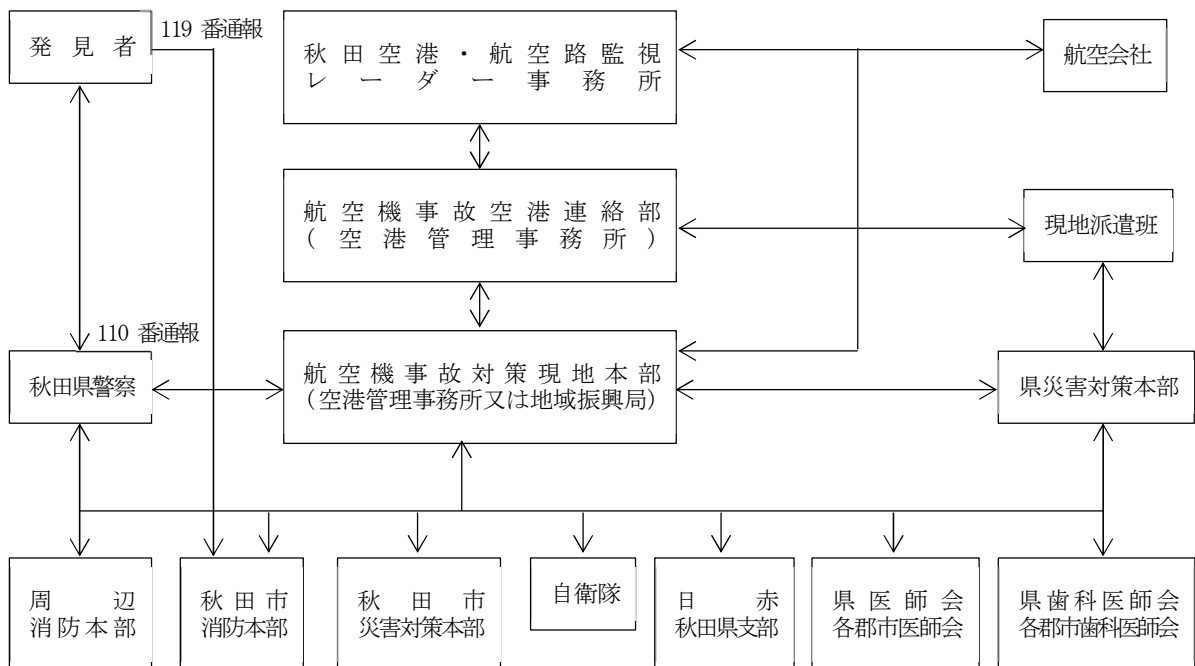
ア 連絡系統

航空機事故が発生した場合の情報収集および連絡系統は、次による。

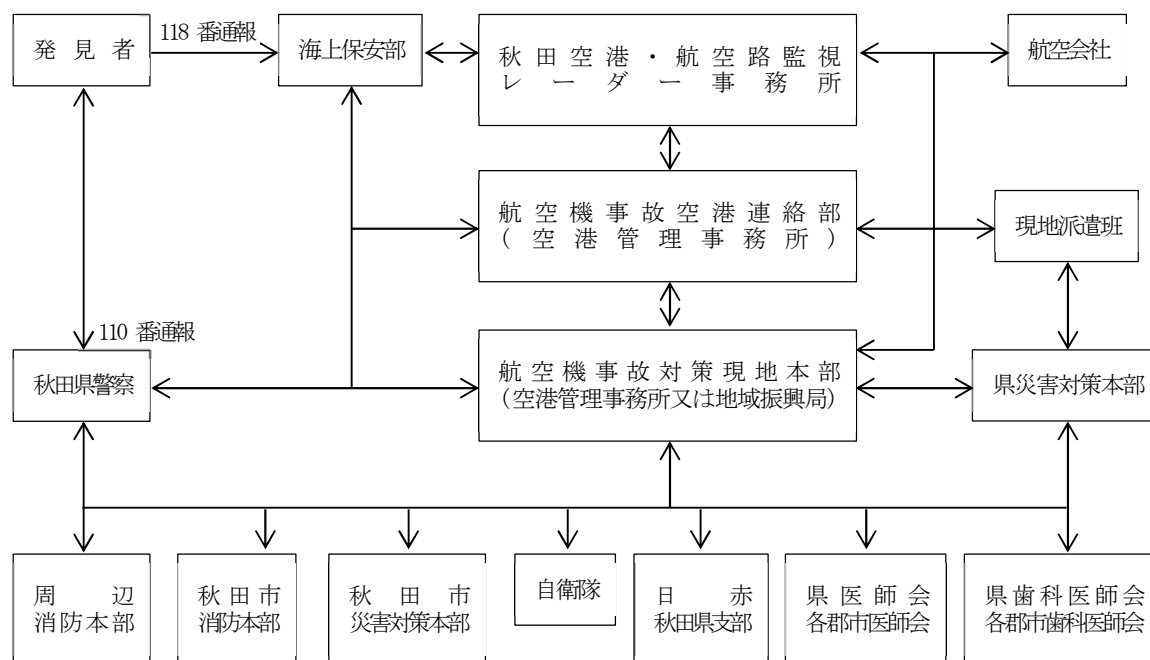
(ア) 空港区域で発生した場合



(イ) 空港周辺（空港からおおむね9km以内の地域）および(ア)以外の陸上で発生した場合



(ウ) 海上で発生した場合



イ 情報の伝達

事故情報の連絡を受けた市と防災関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(3) 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定および秩序の維持ならびに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、掲示板、市ホームページ等により、地域住民、旅客および送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- ア 事故状況と協力依頼
- イ 応急対策の概要および復旧の見通し
- ウ 避難指示および避難先の指示
- エ 乗客および乗員の住所、氏名、年齢等
- オ その他必要事項

(4) 救援救護および遺体の収容

ア 実施機関

市は、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

イ 救助隊の編成

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。

ウ 負傷者の救護

負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護チームの派遣を受け、応急措置を実施する。

エ 救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

オ 搬送手段の確保

医療救護チームの救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両および県や防災関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

カ 後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、市および防災関係各機関の保有する救急車、医療機関が保有する患者搬送車、県や防災関係機関が保有するヘリコプターおよび民間から借り上げた大型バス等により行う。

キ 遺体の収容

ク 遺体の収容については、防災関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡す。

(5) 消防活動

ア 実施機関

実施機関は、空港管理事務所、消防機関、市、自衛隊とする。

イ 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所および現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。

また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により近隣市町村、消防機関の応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

(6) 警戒区域の設定および交通規制

ア 警戒区域の設定

市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

イ 交通規制

道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者および地域住民に広報し協力を求める。

(7) 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第 8 節

原子力施設災害対策計画

計画の方針

市民の安全・安心な生活を確保するため、原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合に実施すべき対応について定める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 緊急時モニタリングの実施等	防災安全対策課	県
2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備	防災安全対策課、産業振興部各課、秋田市保健所	県
3 放射線に関する健康相談	秋田市保健所	県

1 緊急時モニタリングの実施等

(1) モニタリングの実施

県が国と連携して行う環境放射線（空間放射線量、水道水等）の平常時、緊急時および緊急事態解除宣言後のモニタリングについて、必要に応じて市単独でもモニタリングを実施する。

(2) 食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

市は、県に協力して、食品、水道水等の摂取制限等の広報等を行う。

(3) 情報の収集等

市は、県および防災関係機関等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について防災関係機関との共有を図る。

(4) モニタリング結果の公表

市は、県および市が実施したモニタリングの結果については、速やかに市民および防災関係機関に情報を提供する。

2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

(1) 検査測定体制

放射性物質の検査測定機器の整備や検査測定体制の確保、検査測定値の迅速な情報提供、基準値を超えた場合の出荷制限等の各種対応について県との連携を図る。

(2) 情報提供

市および防災関係機関は、市内産農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果および出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

3 放射線に関する健康相談

市は、他県からの避難者をはじめとする市民に対し、県と連携して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射線量測定を実施する。

第9節**石油コンビナート事故対策計画****計画の方針**

石油コンビナート等災害防止法第31条の規程に基づき、特別防災区域に指定された秋田地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大防止のため、市、県および防災関係機関等が連携して、災害予防および応急活動を推進する。

防災対策に当たっては、市民の安全を優先すること、ならびに防災関係機関等の相互連携による防災活動の一体化を図ることを基本方針とし、基本的な災害対策は、「秋田県石油コンビナート等防災計画」による。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 基本事項		
2 防災組織	防災安全対策課、消防本部	関係機関、事業所
3 予防計画	防災安全対策課、消防本部	関係機関、事業所
4 応急対策計画	防災対策班、消防部	関係機関、事業所
5 災害復旧	各課	関係機関、事業所

1 基本事項**(1) 現況**

秋田地区の特別防災区域は、南部と北部の2つの地域に分かれ、南部には8社の事業所（輸送業3社を含む）が、北部には8社の事業所が入っており、石油、石油以外の第4類危険物、高圧ガス、毒物、劇物等を取り扱っている。

(2) 起こり得る災害事象

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵、取扱および処理されており、万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。過去に発生した石油コンビナート災害の事故原因については、操作ミス、設備の老朽化、設計時の安全配慮不十分などが挙げられ、考えられる災害の形態は、以下のとおりである。

施設種類	考えられる災害の形態
危険物タンク (屋外タンク貯蔵所施設、危険物第4類)	○流体流出→液面火災 ○浮き屋根沈没→タンク全面火災
可燃性ガスタンク（LPG、LNG、LNG タンク）	○流体流出→蒸発→拡散→ガス爆発 ○気体流出→拡散→ガス爆発
毒性（高圧ガス）タンク	○流体流出→蒸発→拡散 ○気体流出→拡散
生産設備 (毒性物質を取扱う生産設備)	○流体流出→蒸発→拡散 ○気体流出→拡散
タンカー栈橋 (石油タンカー栈橋、LPG、LNG、LNG タンカー栈橋)	○流体流出→液面火災（石油タンカー栈橋） 蒸発→拡散→ガス爆発（LPG、LNG、LNGタンカー栈橋） ○気体流出→拡散→ガス爆発（LPG、LNG、LNGタンカー栈橋）
パイプライン	○流体流出→液面火災（危険物配管） 蒸発→拡散→ガス爆発 ○気体流出→拡散→ガス爆発
一般取扱所（炉）	○流体流出→火災

2 防災組織

(1) 防災組織の種類

防災組織は、石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等現地防災本部、自衛防災組織、共同防災組織、特別防災区域協議会とする。

(2) 秋田県石油コンビナート等防災本部

県に常設機関として石油コンビナート等防災本部を設置し、本部長、本部員、幹事をもって組織する。

石油コンビナート等防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止および拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達および応急活動等を積極的に推進する。

表 5-9-1 秋田県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿

本部長	秋田県知事	
本部長職務代理	第 28 条第 4 項による本部長職務代理 秋田県副知事	
本部員：21 名、幹事：21 名		
区分	本部員職名	幹事職名
第 1 号本部員 (特定地方行政機関)	東北管区警察局総務監察・広域調整部長	同 災害対策官
	関東東北産業保安監督部東北支部長	同 保安課長
	東北地方整備局秋田港湾事務所長	同 副所長
	東北地方整備局秋田河川国道事務所長	同 副所長
	秋田海上保安部長	同 警備救難課長
	秋田労働局労働基準部長	同 健康安全課長
第 2 号本部員 (陸上自衛隊)	陸上自衛隊第 21 普通科連隊長	同 第 3 科長
第 3 号本部員 (警察)	秋田県警察本部長	同 警備部警備第二課長
第 4 号本部員 (秋田県)	秋田県副知事	—
	秋田県総務部危機管理監	同 総合防災課消防保安室長
	秋田県健康福祉部長	同 医務薬事課長
	秋田県生活環境部長	同 環境管理課長
	秋田県農林水産部長	同 水産漁港課長
	秋田県産業労働部長	同 クリーンエネルギー産業振興課長
	秋田県建設部長	同 港湾空港課長
第 5 号本部員 (所在市)	秋田市長	同 防災安全対策課長
	男鹿市長	同 危機管理課長
第 7 号本部員 (消防機関)	秋田市消防長	同 警防課長
	男鹿地区消防一部事務組合消防長	同 警防課長
第 8 号本部員 (特定事業者)	秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会長 (出光興産株式会社) 秋田油槽所長	同 所長代理
	秋田国家石油備蓄基地事務所長	同 副所長
第 9 号本部員 (その他)	東北経済産業局資源エネルギー環境部長	同 資源エネルギー環境課長

(3) 秋田県石油コンビナート等現地防災本部

ア 組織

石油コンビナート等現地防災本部は石油コンビナート等災害防止法第 29 条の規定により、本部長が指名する石油コンビナート等現地防災本部長（秋田市長もしくは秋田海上保安部長）および石油コンビナート等現地防災本部員をもって組織する。

表 5－9－2 石油コンビナート等現地防災本部の組織

特別防災区域	石油コンビナート等 現地防災本部長	石油コンビナート等 現地防災本部員
秋田地区	秋田市長 もしくは 秋田海上保安部長 (災害が主に海域の場合)	秋田市長
		秋田海上保安部長
		陸上自衛隊第 21 普通科連隊長 (自衛隊の災害派遣が行われる場合)
		秋田県警察本部長
		秋田市消防長
		秋田県産業労働部長
		秋田県建設部長
		特別防災区域協議会長
		その他現地防災本部長が必要と認めた本部員

イ 事務

- (ア) 災害情報および災害応急活動に関する情報の収集ならびに石油コンビナート等防災本部への報告に関すること。
- (イ) 防災関係機関等相互の調整に関すること。
- (ウ) 石油コンビナート等防災本部への要請事項の決定に関すること。
- (エ) 石油コンビナート等防災本部長からの指示事項の実施に関すること。
- (オ) 災害広報に関すること。
- (カ) その他応急活動の実施上必要な事項に関すること。

ウ 設置基準

特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に、かつ統一的な防災活動を実施するため、本部長が必要と認めたとき又は所在市長もしくは、秋田海上保安部長が石油コンビナート等現地防災本部を設置することが必要と認め、本部長にその設置について要請した場合は石油コンビナート等現地防災本部を設置するものとする。

(ア) 事故災害が発生した場合の設置基準

- a 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所

を管轄する消防機関では対応が困難な場合

- b 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合
- c 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(イ) 地震災害が発生した場合の設置基準

- a 所在市で震度 5 強以上の地震を観測した場合
- b 大津波警報（特別警報）もしくは津波警報が発令された場合

エ 設置場所

石油コンビナート等現地防災本部の設置場所は、原則として、秋田市役所、消防本部・消防署とする。ただし、防災活動の円滑な実施および災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、石油コンビナート等現地防災本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

(4) 特定事業所の防災組織

市は、特定事業者から法および省令に基づき、防災業務の実施について報告を受けるものとする。

ア 自衛防災組織

特定事業者が設置し、防災規程を定め、防災要員を配置し防災資機材等を備え付けなければならない。

イ 共同防災組織

秋田地区には、地区内全事業所により「秋田地区防災センター」を設置している。

ウ 秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

秋田地区においては、特定事業者全部とその他の事業者で、石油コンビナート等災害防止法第 22 条に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。

エ 秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会

秋田県においては、秋田地区と男鹿地区を含む秋田県石油コンビナート等特別防災区域協議会があり、秋田市においては、秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。

3 予防計画

(1) 危険物施設等災害予防対策

ア 消防機関の措置

市（消防本部）は、特定事業者に対し、以下の災害予防対策を実施する。

- (ア) 関係施設への立入検査等による指導・監督の徹底
- (イ) 各特定事業所の防災組織の育成指導
- (ウ) 各防災組織の応援協定の締結指導
- (エ) 保安全管理体制の指導監督
- (オ) 防災教育・訓練の実施指導

イ 市の措置

市は、大規模災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、地域住民等を対象とした避難計画の策定に努めるとともに、地域住民が実施する避難訓練について、特定事業者、防災関係機関等と連携しながら支援するものとする。

(ア) 避難計画

避難指示を行う基準および伝達方法、避難地の指定（名称および所在地）、避難地への誘導方法等を定める。

ウ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督するとともに、相互の情報連絡体制の強化、迅速な通報体制および避難誘導方法等の確立に努める。

(2) 港湾災害予防対策

防災関係機関等は、船舶火災、油流出および油流出に係る海面火災等、海上災害の未然防止を図るため、積極的な予防対策を実施するものとする。

ア 秋田市消防本部の災害予防対策

- (ア) 化学車等の特殊装備の整備や消火薬剤の備蓄を充実するとともに、消防力の効果的な運用および的確な防御活動を行うため、消防体制を強化する。
- (イ) 特定事業者等に対して、相互協力体制の確立、資機材等の維持管理および消防技術の習熟等を積極的に指導する。
- (ウ) 特定事業者等に対し、埠頭施設の消防水利、消防設備の設置および適切な維持管理を指導するとともに、係留船舶のうち危険物等を積載する船舶に対して安全対策を指導する。

(3) 航空機事故による災害予防対策

防災関係機関等は、航空機の低空飛行による災害を防止するため、法令による規制措置等により災害の未然防止に努める。

市（消防本部）は、規制区域およびその隣接地において、違反の疑いのある航空機を発見したとの通報を受けた場合は、秋田県および秋田県石油コンビナート等防災本部へ連絡する。

(4) その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策

防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

(5) 気象予警報等の収集・伝達

防災関係機関等は、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、気象予警報・情報の収集、伝達を行うとともに、これらの周知徹底を図るものとする。

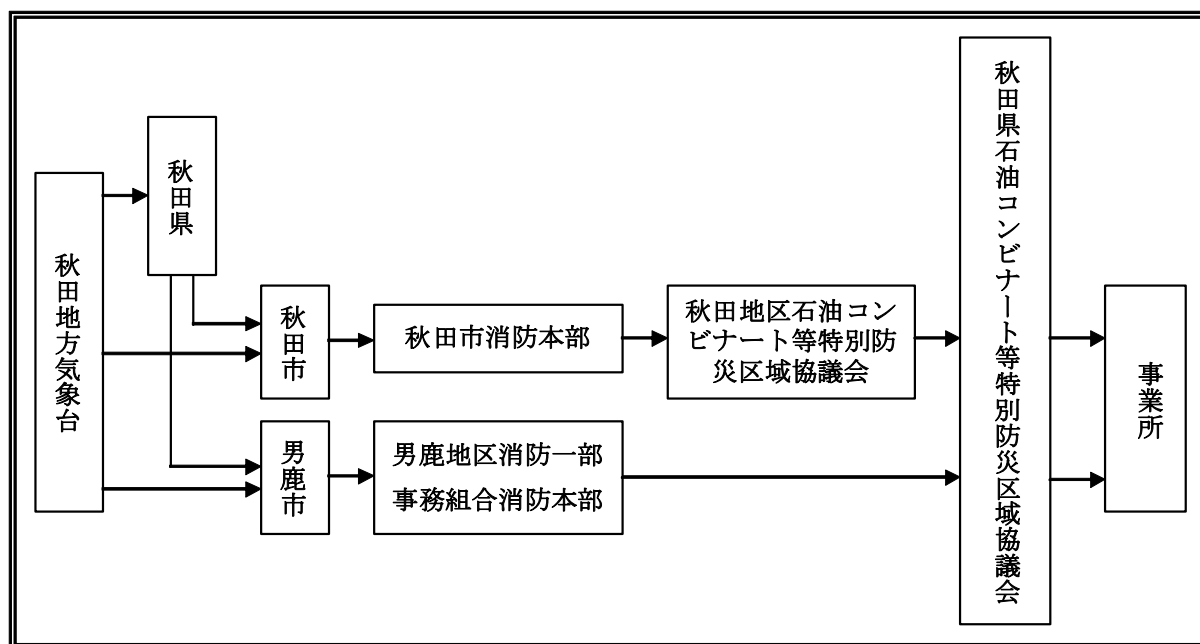


図 5-9-1 事業所に対する気象警報等の伝達

(6) 防災施設資機材等の整備

秋田海上保安部、秋田県、市（消防本部）は、当該特別防災区域において想定される災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動が実施できるよう次の防災資機材等の整備充実を図る。

- ア 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等消防車両、および泡消火薬剤ならびにその他消防用資機材
- イ オイルフェンス等海上流出油等防除用資機材および作業対応船舶
- ウ 救出・救護資機材
- エ 輸送用車両等
- オ 防災相互通信用無線等

(7) 防災教育および防災訓練の実施

ア 防災教育

防災関係機関は、それぞれの職員又は構成員を対象に災害予防等について随時教育を行うとともに、特定事業者等に対し、定期又は随時に講習会および研修会を開催し防災教育の徹底を図るものとする。

イ 防災訓練

特別防災区域内における防災訓練は、地域の実態、特殊性を十分考慮した一体的防災体制の確立を目的とし、単独（年1回以上）又は共同（おおむね2年に1回以上）して防災訓練を実施するものとする。

訓練の結果については、計画内容、実施方法、訓練種目について訓練終了後、検討を行い、記録資料を保存し、訓練成果の活用を図るものとする。

4 応急対策計画

(1) 動員計画

ア 防災体制の区分

石油コンビナート等防災本部における防災体制は、災害の規模および態様を考慮した次の体制による。

(ア) 第一次防災体制

(イ) 第二次防災体制

(ウ) 総合防災体制

イ 石油コンビナート等防災本部会議の開催

石油コンビナート等防災本部長は、総合防災体制を敷いたときは、防災本部会議を開催する。

ウ 石油コンビナート等現地防災本部

総合防災体制を敷いたとき、直ちに石油コンビナート等現地防災本部を設置する。なお、必要に応じ石油コンビナート等防災本部員のうちから石油コンビナート等現地防災本部員を追加指名することができる。

エ 防災関係機関等の動員

防災関係機関等は、災害時においては、石油コンビナート等防災本部の防災体制に則し、それぞれの配備計画又はこれに準ずるものにより、災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

(2) 災害情報対策

ア 異常現象の通報

特定事業所の通報義務者（事業の実施を統括管理する者）は、当該事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに次に掲げる通報先へ通報しなければならない。

また、他の法令により通報する必要があると定められている場合および同現象に該当するおそれがある場合に関しても通報する。

イ 災害情報の収集・伝達

防災関係機関および特定事業所は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員を動員するとともに相互に協力し、災害応急対策を実施するのに必要な情報の収集・伝達を行うものとする。

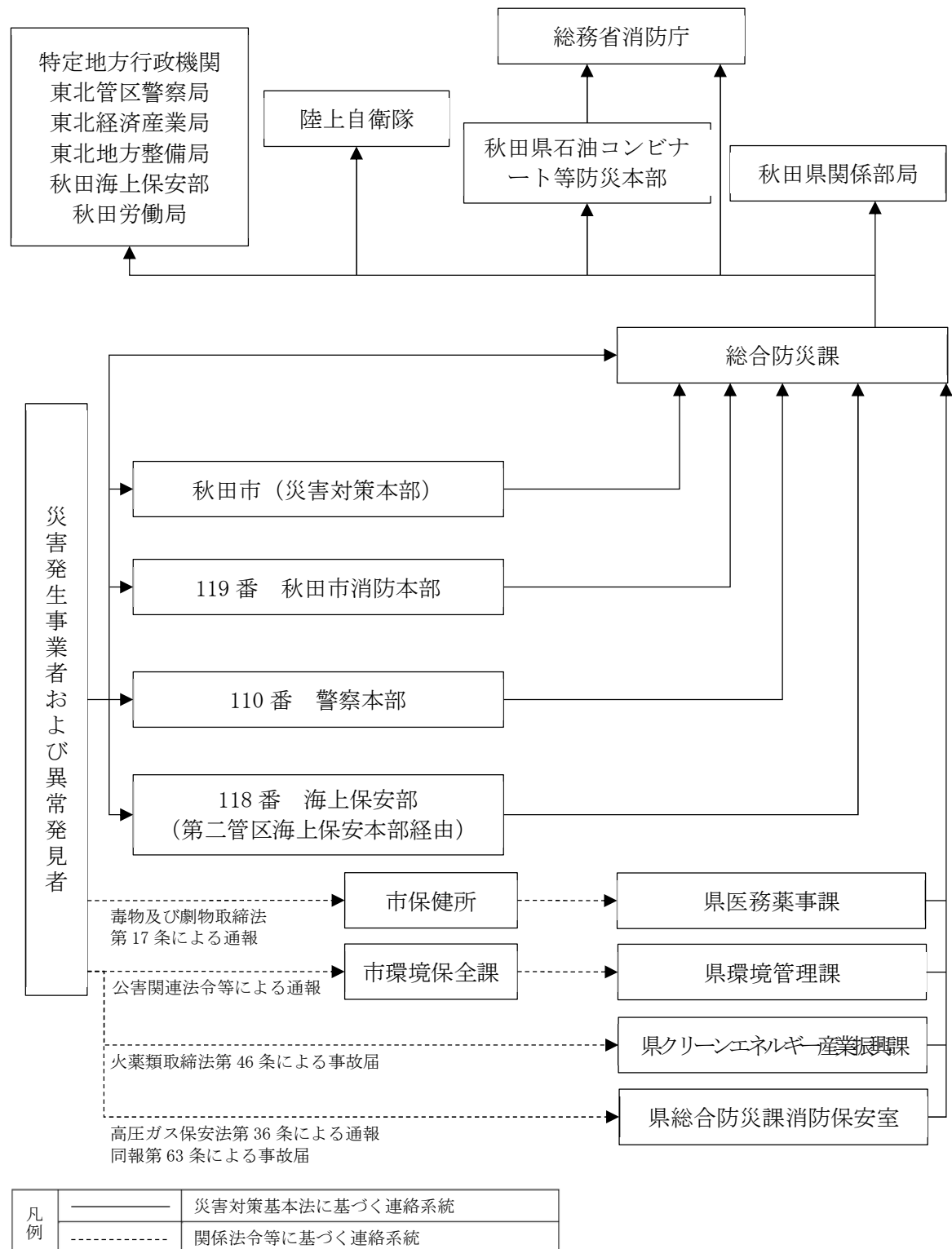


図 5-9-2 異常現象発生時の情報伝達系統図

ウ 災害応急措置の概要等の報告

災害の報告は、消防組織法第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、火災・災害等即報要領第2号様式により、判明次第、逐次報告するものとする。

また、市長、海上保安本部長および防災関係機関の長は、災害の状況および実施した応急措置の概要について、判明次第、逐次、石油コンビナート等防災本部に報告する。

なお、石油コンビナート等現地防災本部が設置されたときは、災害・応急措置に関する情報は、石油コンビナート等現地防災本部に報告し、石油コンビナート等現地防災本部は石油コンビナート等防災本部に報告する。

エ 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にし、非常の際の通信連絡の確保を図るものとする。

市の連絡窓口については、防災安全対策課および消防本部警防課とする。

(3) 通信対策

防災関係機関等が行う災害に関する情報の収集伝達等に際し、有線電話の途絶のために支障をきたす場合は、無線通信設備（県防災行政無線、市防災行政無線、警察無線、消防無線、県災害対策車の無線）を使用して通信の確保を図る。

(4) 広報対策

防災関係機関等は、災害時における各種応急活動の推進、社会的混乱の防止、および市民の不安の解消に果たす広報の重要性を認識し、それぞれ連絡調整の上、広報活動を積極的に推進するものとする。

市は、広報車等により対象地域に対し重点的に広報を行う。

ア 防災安全対策課は、災害情報、避難指示や避難先等の注意事項、災害応急活動の実施状況、被災者に対する救護状況などについて広報を行う。

イ 秋田市消防本部は、火気使用の禁止、火災警戒区域の設定等、消防活動状況、被害防止などについて広報を行う。

(5) 避難対策

ア 避難指示の基準

市は、特別防災区域内で災害が発生し住民等に被害が及ぶおそれのある場合に避難指示を発令する。

また、避難所を開設したときは、地域住民を安全かつ迅速に避難させるため、誘導員を配置して行うものとする。この場合において避難指示ができないときは、秋田県警察本部および海上保安部に避難指示を要請するものとする。

(ア) 避難指示の基準

- a 火災の放射熱が人体の安全限界を超えた場合、又は超えると予想される場合
- b 毒性ガスの漏洩拡散により危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
- c 可燃性ガスの漏洩拡散および機器等の異常圧力上昇等により爆発危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
- d 石油等が防油堤外に大量に流出し、人体に危険を及ぼす場合、又は及ぼすと予想さ

れる場合

- e その他実施機関の長が必要と認めた場合

(イ) 避難指示の内容

- a 避難対象地域（災害の規模、天候等を考慮するとともに、石油コンビナート等防災本部の指示を仰ぎながら、迅速に避難対象地域を決定する。また、災害の状況の変化に伴い、避難対象地域の変更を行う。）
- b 避難先（名称および所在地）
- c 避難理由

(ウ) 避難指示伝達方法

- a 口頭伝達
- b 広報車、船艇等による伝達
- c 報道機関を通じての伝達

イ 避難誘導

市は、市民の避難誘導に際し、秋田県警察本部の協力を得るとともに、町内会等や自主防災組織等の住民組織と連携して、できるだけ集団避難を行い、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

また、誘導時の安全性を確認した上で、危険箇所には表示、なわ張りをするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努めるとともに、特に夜間の場合は、照明の確保等に努める。

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、災害の規模や当日の天候等を総合的に判断し、安全な場所や施設を指定緊急避難場所および指定避難所として避難対象住民に周知するとともに、風下方向を避けて風横方向へ誘導・避難を行う。その際の指定緊急避難場所又は指定避難所は、原則本計画で指定している指定緊急避難場所等とするが、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外の指定緊急避難場所等に避難させるほか、時間や場所により、屋内への避難も考慮する。

緊急を要する際は、他の安全な場所を一時的な避難場所とする。

エ 指定避難所の管理

市は、警察署等と十分連絡をとりながら指定避難所の開設および運営を行う。

また、避難者に対しては、給水、食糧の供給、医療の措置を行いその安全を確保する。

オ 避難指示の解除

市は、避難の必要がなくなつたと認めるときは、避難指示の解除を行うとともに、速やかにその旨を広報する。

カ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、避難のための立退きの指示等必要な措置を行うものとする。

(6) 救出・救助対策

防災関係機関等は、災害時において負傷者など要救助者が発生した場合、緊密な連携のもとに、救出、救助、救急および搬送の活動を行うものとする。

(7) 医療救護対策

県、市および医療関係機関は、災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動を実施するものとする。

(8) 公害防止対策

市は、石油コンビナート等の災害によって発生した廃棄物の処分方法、処分場所等に関してあらかじめ検討しておく。

(9) 災害警備対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、特別防災区域およびその周辺における公共の安全と人心の安全を図るため、警戒区域を設定するものとする。

市長もしくはその委任を受けて市長の警戒区域設定の職権を行う市の吏員は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、自ら又は警察官もしくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

消防機関の長もしくは消防署長は、ガス又は危険物等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとして認められるときは、自ら又は警察署長に要求して火災警戒区域を設定する。消防吏員又は消防団員は、火災現場において、自ら又は警察官に要求して消防警戒区域を設定する。なお、災害対策基本法第63条を根拠にこれらの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(10) 交通対策

秋田県警察本部（秋田県公安委員会）、秋田海上保安部、道路管理者（国・県・市）は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、特別防災区域およびその周辺の道路において、防災活動の実施、防災資機材の輸送、緊急車両の通行および市民の避難等の安全を確保するため、車両の通行禁止、又は迂回誘導等の必要な交通規制および交通整理を行う。

(11) 応援協力要請

防災関係機関等は、相互に連絡調整をとりながら応援協定等の規定により応援を求め、災害の拡大防止を図るものとする。

(12) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、県民の生命、身体および財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

5 災害復旧

(1) 道路等の災害復旧

県および市は、所管に係る道路、橋梁等で特別防災区域に係る災害復旧および産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに復旧工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに、本工事の実施を推進する。

(2) 港湾施設の災害復旧

国土交通省東北地方整備局および県は、所管に係る港湾施設が被災し、その機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに、本工事の実施を推進する。

(3) 通信施設の災害復旧

東日本電信電話（株）は、通信途絶の解消および重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況ならびにそれらの重要度を勘案の上、応急復旧を行うとともに本工事の実施を推進する。

(4) その他の公共施設の災害復旧

市民生活および産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設の管理者は総力をあげて災害復旧に当たる。